

令和7年5月28日

共 産 党

医療機関の経営支援を求める意見書（案）

令和6年度の診療報酬改定は、薬価を除く診療報酬本体について0.88%のプラス改定となった。しかし、令和6年12月の消費者物価指数は前年同期比で3.0%上昇するなどの物価高の中、医療機関は診療材料費や水道光熱費などの経費増を補えていない。医療は公定価格であるため、物価上昇分を患者に転嫁できず、多くの病院で経営が悪化している。

人手不足解消のため賃上げも求められているが、全国保険医団体連合会が令和7年2月に行った調査では、光熱費・材料費の高騰分や人件費を診療報酬改定で「補填できていない」と回答した医療機関は9割を超えている。医療従事者の賃金は全産業平均に届かず、格差が開き離職を招いている。

すでに、診療科や入院患者の受け入れを減らす、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっており、国民の命にかかわる重大な事態である。

厚生労働大臣の諮問機関の中央社会保険医療協議会の総会では、一般病院は病床利用率が9割以上でないと黒字にならず、病床に余裕を持たせると経営を維持できないとして「これでは感染症拡大にまったく対応できない」との発言が医療関係者から出ている。

医療は地域社会の最も重要なインフラの一つであり、日常の医療に加え、感染症や自然災害などの際に命を守る体制づくりが不可欠である。

政府は平成28年度以降、社会保障費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑える財政の枠をつくり、医療費を抑制してきた。令和7年1月22日に、日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会の5病院団体が厚生労働大臣に宛て要望するなど、病院関係団体はこぞって、インフレ下での、この枠の見直しを求めている。物価や賃金の上昇に適切に対応

できる診療報酬の仕組みの導入も共通の要求である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項について強く求める。

記

1. 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るため、緊急的な財政支援措置を講ずること。
2. 病院の診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。
3. 社会保障予算に関して財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛